

**福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金
(特別高圧電力支援金)**

第4次公募要領

**令和6年11月
福島県企業立地課**

【事業概要】

電気料金高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている中小企業を支援することを目的として、特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用している県内に事業所を有する中小企業に対し、一定期間の電気使用量に応じた負担軽減のための支援を行います。

- 支援対象事業者
県内に事業所を有する中小企業（中小企業者、小規模事業者、組合等）
- 支援対象
令和6年8月から令和6年10月までに使用した特別高圧電力に係る電気料金
- 支援金単価
 - (1) 令和6年8月～9月電力使用分 1kWh 当たり2円
 - (2) 令和6年10月電力使用分 1kWh 当たり1.3円
- 交付上限額
 - (1) 製造業等一般事業者 3,000万円以内
 - (2) 発電事業者 200万円以内

* 予算の執行状況により、支援対象、支援金単価及び交付上限額その他の条件について見直しを行う場合があります。

【受付期間及び支援金支払時期】

- ・受付期間 令和6年11月18日(月)～12月20日(金)
- ・支払時期 令和7年2月頃

【申請方法】

申請は、所定の様式による「郵送」または「電子申請」のみ受け付けます。

なお、「電子申請」については、「JGrants (J グランツ)」にて申請を受け付けます。申請にあたっては、「Gビズ ID」の取得 (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) が必要となり、審査に最大1週間程度かかることから、電子申請される場合は、早めのID申請をお勧めします。

《JGrants のURL》

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

【申請・お問い合わせ先】

福島県企業立地課（特別高圧電気料金支援補助金担当）
〒960-8670
福島県福島市杉妻町2-16
福島県企業立地課（特別高圧電気料金支援補助金担当）
（電話番号）024-521-8361
（受付時間）8：30～17：15（土日祝日を除く）

1 事業の目的

電気料金高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている中小企業を支援することを目的として、特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用している県内に事業所を有する中小企業に対し、一定期間の電気使用量に応じた負担軽減のための支援を行います。

2 支援対象事業者

本事業の補助対象者は、福島県内に事業所を有し、以下の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす者とします。

(1) 電力会社との間で特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用する中小企業（みなし大企業を除く中小企業者及び小規模企業者）であること。

* 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料及び電力使用量が確認できる資料等を提出していただきます（書類不備の場合は支援金の交付はできません）。

◎ 「中小企業」及び「みなし大企業」について
「中小企業」の定義は次のとおりです。

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は 出 資 の 総 額	常時使用する 従 業 員 の 数	常時使用する 従 業 員 の 数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

「みなし大企業」の定義は次のとおりです。

- ① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(2) 次の(a)から(l)に掲げる「中小企業特別高圧電気料金支援補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

- (a) 国又は地方公共団体が運営する者。
- (b) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人。
- (c) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める事業を営む者。
- (d) 政治団体、宗教上の組織又は団体。
- (e) 国又は県による電気使用料の負担軽減に関する他の補助金等を受給している者。
- (f) 発行済株式総額の25パーセント以上を福島県が保有する者。
- (g) 県税の未納がある者。
- (h) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (i) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者。
- (j) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (k) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者。

* 本事業への申請に際しては、「福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金に関する誓約書」の提出を必須とします。

3 支援金交付額

(1) 支援金単価

- ① 令和6年8月～9月電力使用分 1kWh 当たり2円
- ② 令和6年10月電力使用分 1kWh 当たり1.3円

(2) 交付上限額

令和6年8月から10月までの期間の電気料金について、業種により、以下の①又は②の金額を上限として交付します。

- ① 製造業等一般事業者 3,000万円以内
- ② 発電事業者 200万円以内

4 申請手続

(1) 申請方法

申請方法は、以下の①又は②のとおりです（申請主体により異なる）。

① 支援対象事業者が自ら単独で申請する場合

支援対象事業者が申請主体となります。

電力契約の形態によって (a) 又は (b) の書類を提出してください。

郵送または電子申請により申請できます。

(a) 自ら特別高圧電力の受電契約を締結する事業者

・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）

・ 誓約書（様式第4号）

★ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料

・ 電力使用量が確認できる資料

★ 登記事項証明書（法人のみ、3か月以内に発行されたもの）

★ 口座番号及び口座名義人を確認できる資料

(b) 特別高圧受電施設に入居している事業者

・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）

・ 誓約書（様式第4号）

★ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料

・ 電力使用量が確認できる資料

★ 特別高圧受電施設へ入居していることがわかる資料

★ 登記事項証明書（法人のみ、3か月以内に発行されたもの）

★ 口座番号及び口座名義人を確認できる資料

② 特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合

施設のオーナー企業等が申請主体となります。

オーナー企業等は、以下の書類を提出してください。

郵送または電子申請により申請できます。

支援対象事業者（テナント入居者）の電力使用量に応じて、支払われた支援金を各テナント入居者へ配分してください。

・ 交付申請書兼請求書（様式第2号）

・ テナントの同意書（様式第3号）…テナント事業者

・ 誓約書（様式第4号）…オーナー企業及びテナント事業者

★ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料

・ 電力使用量が確認できる資料

★ 登記事項証明書（法人のみ、3か月以内に発行されたもの）…テナント事業者

★ 口座番号及び口座名義人を確認できる資料

★の書類については、第3次公募（2024年1～5月利用分）申請時に提出しており、内容に変更がない場合は省略可能です。

(2) 電子申請について

第4次公募においては、「jGrants (J グランツ)」にて電子申請を受け付けます。
申請にあたっては、「G ビズ ID」の取得 (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) が必要となり、審査に最大1週間程度かかることから、電子申請される場合は、早めのID申請をお勧めします。

なお、「G ビズ ID」の取得方法及び「jGrant」での申請方法の詳細については、福島県企業立地課ホームページをご確認ください。

(3) 郵送による申請について

(送付先)

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県企業立地課 (特別高圧電気料金支援補助金担当)

(4) 受付期間 令和6年11月18日(月)~12月20日(金)

(5) 申請対象期間 令和6年8月から令和6年10月までの電力使用分

5 審査・結果の通知

審査の結果は、申請者へ書面により通知します。

6 支援金の交付 (支払い)

(1) 支払い時期 令和7年2月頃

(2) 支払い方法 申請時に指定された口座への振込のみにより行います。

7 申請書類

書類の名称	① 事業者が自ら単独で申請する場合		② 特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合
	(a) 自ら特別高圧電力の受電契約を締結する事業者	(b) 特別高圧受電施設に入居している事業者	
交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○	
交付申請書兼請求書 (様式第2号)			○
テナントの同意書 (様式第3号)			○ (テナント分)
誓約書 (様式第4号)	○	○	○ (テナント分を含む)
★契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料	○	○	○
電力使用量が確認できる資料	○	○	○
★特別高圧受電施設へ入居していることがわかる資料		○	
★法人の登記事項証明書 (法人のみ) (3か月以内に発行されたもの)	○	○	○ (テナント分)
★口座番号、口座名義人を確認できる資料 (預金通帳の写し)	○	○	○

★の書類については、第3次公募（2024年1～5月利用分）申請時に提出しており、内容に変更がない場合は省略可能です。